農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成１８年６月策定）　一部改正　新旧対照表

改　正　前	改　正　後
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 構想策定年度　平成１８年６月 （最終変更　令和５年９月１９日）	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 構想策定年度　平成１８年６月 （最終変更　令和８年９月３０日）
目　次	目　次
第１　農業経営基盤の強化の促進に関する方向 …… １ 第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 …… ３ 第３　新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 …… １２ 第４　農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項 … １２ １　農業を担う者の確保及び育成の考え方 …… １２ ２　市が主体的に行う取組 …… １２ ３　関係機関との連携 …… １２ 第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標 …… １３ 第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項 …… １４ １　利用権設定等促進事業に関する事項 …… １４ ２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 …… １９ ３　農業協同組合が行う委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 …… ２１ ４　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 … ２２ ５　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する基本的な事項 …… ２２ ６　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 …… ２３ 第７　農地中間管理事業に関する事項 …… ２４ 第８　その他 …… ２４	第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標 …… １ 第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 …… ３ 第３　新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 …… １７ 第４　農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項 １７ １　農業を担う者の確保及び育成の考え方 …… １７ ２　市が主体的に行う取組 …… １７ ３　関係機関との連携 …… １７ 第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標 …… １７ 第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項 …… １８ １　協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準その他法第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項 …… １９ ２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 …… １９ ３　農業協同組合が行う委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 …… ２２ ４　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 … ２２ ５　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する基本的な事項 …… ２２ ６　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 …… ２３ 第７　農地中間管理事業に関する事項 …… ２４ 第８　その他 …… ２４

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成１８年６月策定）　一部改正　新旧対照表

改　正　前	改　正　後
別紙１（第６の１（１）⑥関係）・・・２６	［削除］
別紙２（第６の１（２）関係）・・・２７	［削除］

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成１８年６月策定）　一部改正　新旧対照表

改　正　前	改　正　後
第１　農業経営基盤の強化の促進に関する方向	第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標
１　大仙市は、秋田県南部に広がる仙北平野の中央に位置し、市内を雄物川・玉川の河川が貫流し、総面積８６，６７９ｈａの約２０％に当たる１８，２００ｈａを水田が占めており、山地の多い県下にあっては広大で肥沃な耕地が広がっており、土地利用型農業には恵まれた条件となっている。 農業用水は、その大部分を河川に依存しているが、取水施設や用水路等の農業水利施設の整備が進んだこと等により、全体的に安定的な供給が確保されている。 本市の気候は、内陸型の気候であり、冬期の積雪寒冷気象は農業振興を図る上で大きな制約条件となっているが、比較的冷涼な気候であることから、野菜・花きの高品質生産を図る上で好適な条件となっている。 また、水稲の生育期間中は、気温が十分確保されており、気温の日較差が大きいことや日照率が高いことから、有利な条件下にある。	１　大仙市は、秋田県南部に広がる仙北平野の中央に位置し、市内を雄物川・玉川の河川が貫流し、総面積８６，６７９ｈａの約２０％に当たる１８，１００ｈａを水田が占めており、山地の多い県下にあっては広大で肥沃な耕地が広がっており、土地利用型農業に恵まれた条件となっている。 農業用水は、その大部分を河川に依存しているが、取水施設や用水路等の農業水利施設の整備が進んでおり、全体的に安定的な供給が確保されている。 本市の気候は、内陸型の気候であり、冬期の積雪寒冷気象は農業振興を図る上で大きな制約条件となっているが、比較的冷涼な気候であることから、野菜・花きの高品質生産を図る上で好適な条件となっている。 また、水稲の生育期間中は、気温が十分確保されており、気温の日較差が大きいことや日照率が高いことから、有利で、ある。
２　本市農業の基幹作目である水稲は、優れた食味や品質、安定供給により消費者からの高い評価を得ており、全県有数の産地としての地位を確立している。コロナ禍の収束により外食等業務向けの販売は回復基調にあるものの、物価高騰による消費者の節約志向からくる需要の減少によって米の需給が見通せないことから米価が低迷し、水稲を主体とした農業経営は厳しい現状となっている。 こうした中、本市農業の持続的発展を図るため、米依存からの脱却を掲げ、収益性の高い野菜や花き、畜産など、多様な農業生産の展開を図る必要がある。 一方で、農業を取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少や農業従事者の高齢化を背景とした労働力・後継者不足の顕在化や、ＩＣＴ等による革新技術の進展、新型コロナウィルス感染拡大の影響下での消費者ニーズの多様化などへの対応が必要となっている。	２　本市農業の基幹品目である米は、優れた食味や品質、安定供給により消費者からの高い評価を得ており、全県有数の産地としての地位を確立している。コロナ禍の収束等により、インバウンド需要や家計購入量が増加し、需要は下げ止まっているものの、足元では受給の逼迫が米価の高騰や安価な輸入米の増加等を招いており、こうした事態が沈静化しない中、水稲を主体とした農業経営は将来を見通しがたい状況となっている。 一方、本市農業の持続的発展を図るため、収益性の高い野菜や花き、畜産など、多様な農業生産の展開を図る必要がある。 また、農業を取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少や農業従事者の高齢化を背景とした労働力・後継者不足の顕在化、ロボットやＩＣＴ等によるスマート技術の進展、消費者ニーズの多様化などへの対応が必要となっている。
３　［省略］	３　［省略］
４　このような条件の下で、本市農業は、これまで高い技術と豊かな資源、勤勉な市民性に支えられ、米を中心とする農産物の安定供給を通じて本市経済の振興と農家生活の向上に大きく寄与してきたところである。 しかし、最近の一般経済社会の情勢は、資本やサービスなどが国を超えて移動するなど経済は大競争時代を迎えており、これらに対応すべく個性的で魅力ある地域づくりを目指して、分権型社会を構築するとともに、経済のグローバル化や地球環境問題などへ迅速に対応できる新たな社会経済システムの構築が進められている。 農業においても農業基本法に代わる食料・農業・農村基本法が制定され、新たな理念や施策	４　このような条件の下で、本市農業は、これまで高い技術と豊かな資源、勤勉な市民性に支えられ、米を中心とする農産物の安定供給を通じて本市経済の振興と農家生活の向上に大きく寄与してきたところである。 しかし、最近の一般経済社会の情勢は、資本やサービスなどが国を超えて移動するなど経済は大競争時代を迎えており、これらに対応すべく個性的で魅力ある地域づくりを目指して、分権型社会を構築するとともに、経済のグローバル化や地球環境問題などへ迅速に対応できる新たな社会経済システムの構築が進められている。 この状況を踏まえ、令和７年４月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」で

改　正　前	改　正　後
の基本方向を具体化し、的確に実施していくため、食料・農業・農村基本計画に基づき、施策の再構築が進められている。	は、水田政策の見直しや輸出促進等の「産業政策」で農業の収益力を強化するとともに、食料安全保障の確保と環境負荷低減を推進するほか、関係人口の拡大等の「地域政策」を車の両輪で進めることにより農村社会を維持することとしている。
こうした中で、本市農業は、その向かうべき方向性として、経営基盤強化に向けた農業経営の法人化を含め、複合型生産構造への転換を加速するとともに、生産性向上や省力化等の実現に向け、基盤となるほ場整備を推進しつつ、ロボット技術やＩＣＴ__を活用したスマート農業を普及するほか、輸出を含めた販路の多元化を進める必要がある。 また、消費者の食品に対する安全・健康志向等に応えることや、環境と調和した持続性の高い農業の展開、食品産業との連携強化等が求められている。 さらには、過疎化・高齢化が進む中で、持続可能な農業構造の実現に向け、後継者の確保・育成や農地の集積・集約化等を進め、円滑な農業経営の継承等を図る必要がある。	こうした中で、本市農業は、その向かうべき方向性として、経営基盤強化に向けた農業経営の法人化を含め、複合型生産構造への転換を加速するとともに、生産性向上や省力化等の実現に向け、基盤となるほ場整備を推進しつつ、ロボット___やＩＣＴ等を活用したスマート技術を普及するほか、輸出を含めた販路の多元化を進める必要がある。 また、消費者の食品に対する安全・健康志向等に応えることや、環境と調和した持続性の高い農業の展開、食品産業との連携強化等が求められている。 さらには、過疎化・高齢化が進む中で、持続可能な農業構造の実現に向け、後継者の確保・育成や農地の集積・集約化等を進め、円滑な農業経営の継承等を図る必要がある。
５　［省略］	５　［省略］
①　［省略］ ②　集約型農業については、収益性の高い戦略作目の新規栽培者の確保や革新___技術の導入、労働力の確保、団地化の推進など、各地域の実情に相応した戦略作目の定着と規模拡大を図り、これを基幹とした産地の形成を推進する。 ③　［省略］ ④　生産性の向上や農作業の省力化・軽労化の実現に向け、ほ場整備の実施による大区画化及び団地化や、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を進めるとともに、ＩＣＴ・ロボット技術等を駆使したスマート農業の普及・拡大を図る。 ⑤　地域計画により担い手を中心とした目指すべき将来の農用地利用の姿を明確化するとともに、地域農業の中心的な担い手である集落営農の統合・再編を推進し、より競争力の高い経営体の確保と次代への円滑な経営継承を図る。 ⑥　［省略］ ⑦　農地、機械・施設労働力等の地域内の農業生産資源を効率的に活用し、兼業農家が他産業に従事しながら安心して農作業に従事できるよう、地域農業を維持・発展できるシステムづくりを推進する。 ⑧　［省略］	①　［省略］ ②　集約型農業については、収益性の高い戦略作目の新規栽培者の確保やスマート技術の導入、労働力の確保、団地化の推進など、各地域の実情に相応した戦略作目の定着と規模拡大を図り、これを基幹とした産地の形成を推進する。 ③　［省略］ ④　生産性の向上や農作業の省力化・軽労化の実現に向け、ほ場整備の実施による大区画化及び団地化や、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を進めるとともに、スマート技術___の普及・拡大を図る。 ⑤　地域計画の定期的な見直しにより、___地域農業の中心的な担い手である集落営農の統合・再編を推進し、より競争力の高い経営体の確保と次代への円滑な経営継承を図る。 ⑥　［省略］ ⑦　農地、機械・施設労働力等の地域内の農業生産資源を効率的に活用し、中小規模の個別経営体でも___安心して農作業に従事できるよう、地域農業を維持・発展できる営農体系づくりを推進する。 ⑧　［省略］
６　本市における新規就農の状況については、令和４年度末時点での新規就農者の累計が３３７人であり、一定数を確保することはできているが、農業従事者の高齢化が進んでおり、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。 こうした中、秋田県の農業経営基盤の強化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に掲げられた新規就農者を年間３１０人確保するという目標を踏まえ、大仙市農業の持続的発展	６　本市における新規就農の状況については、令和７年度末時点での新規就農者の累計が３８５人であり、一定数を確保することはできているが、農業従事者の高齢化が進んでおり、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。 こうした中、秋田県の農業経営基盤の強化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に掲げられた新規就農者を年間３３０人確保するという目標を踏まえ、大仙市農業の持続的発展に

改　正　前	改　正　後
に向けて新たに農業経営を営もうとする青年等を年間２０人確保することを目標とする。 　新たに農業経営を営もうとする青年等にとって、農業を職業として選択しうるに足る魅力とやりがいのあるものとすることが必要であり、実現可能な所得水準は、就農時の年齢や家族構成、親等の経営基盤の有無、経営作目等により大きく異なるため、実態に即した目標設定が必要である。 　このため、青年等が農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（上記５で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の５割以上の農業所得、すなわち主たる従事者１人当たりの年間農業所得２，２５０千円以上）を目標とする。 　上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援をしていくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については地域振興局農林部や秋田おばこ農業協同組合、農業振興情報センター、東部・西部新規就農者研修施設、農業法人等の指導により、関係機関・関係団体が総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。	向けて新たに農業経営を営もうとする青年等を年間２１人確保することを目標とする。 新たに農業経営を営もうとする青年等にとって、農業を職業として選択しうるに足る魅力とやりがいのあるものとすることが必要であり、実現可能な所得水準は、就農時の年齢や家族構成、親等の経営基盤の有無、経営作目等により大きく異なるため、実態に即した目標設定が必要である。 　このため、青年等が農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（上記５で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の５割以上の農業所得、すなわち主たる従事者１人当たりの年間農業所得２，２５０千円以上）を目標とする。 　上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援をしていくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については地域振興局農林部や秋田おばこ農業協同組合、農業振興情報センター、東部・西部新規就農者研修施設、農業法人等の指導により、関係機関・関係団体が総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。
７　［省略］	７　［省略］
第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 　第１に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に大仙市及び周辺の市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、大仙市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。 ――――――――――――――――――（営農類型省略）――――――――――――――――――	第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 　第１に示したような目標の達成を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に大仙市及び周辺の市町村で展開している優良事例を踏まえた主な営農類型は次のとおりである。 ――――――――――――――――――（営農類型省略）――――――――――――――――――

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成１８年６月策定）　一部改正　新旧対照表

改　正　前	改　正　後
第３　新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 第１の６に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、主要な営農類型は第２で示したものを原則とする。 なお、実現可能な所得水準は、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間所得について、第２で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の５割以上とする。	第３　新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 第１の６に示した目標の達成に向けて、新たに農業経営を営もうとする青年等の主な営農類型は第２の４．個別経営体（新規就農者）に示したものとする。
第４　農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項 １　［省略］ ２　市が主体的に行う取組 大仙市は、農業を担う者を幅広く確保＿＿し支援するため、農業経営に即したきめ細やかなサポートを次により行う。 ・新規就農や雇用就農、移住就農に関する情報提供、関係機関・団体との一体的な支援 ・経営改善等に係る研修会、セミナー等の周知 ・地域計画に位置付けられた者の指導助言 ・その他、農業を担う者を幅広く確保・支援するための活動 ３　関係機関との連携 大仙市及び大仙市農業委員会は、農地中間管理機構の機能を備えている農業公社と連携を密にし、担い手の規模拡大や新規就農者の農地取得が円滑に進むように支援する。 地域振興局農林部は、秋田県農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」という。）のサテライト機能を備えた経営・就農窓口により、効率的かつ安定的な農業経営体の支援、新規就農者の確保・育成及び関係機関との情報共有を行い、一体的な支援を行う。 一般社団法人秋田県農業会議（以下、「農業会議」という。）、秋田県農業協同組合中央会（以下、「中央会」という。）及び秋田県土地改良事業団体連合会（以下、「土地連」という。）は、支援センターと連携して就農及び経営の支援を行う。 大仙市、大仙市農業委員会及び土地改良区は、農業を担う者の生活や生産基盤などの側面から相談などのサポートを行い、安定した経営を目指した相談対応を行う。 農業協同組合は、作目ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、農作業の委託のあっせんなど必要なサポートを行う。	第４　農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項 １　［省略］ ２　市が主体的に行う取組 大仙市は、農業を担う者を幅広く確保・育成し支援するため、農業経営に即したきめ細かなサポートを次により行う。 ・新規就農や雇用就農、移住就農に関する情報提供、関係機関・団体との一体的な支援 ・経営改善等に係る研修会、セミナー等の周知 ・地域計画に位置付けられた者の指導助言 ・その他、農業を担う者を幅広く確保・支援するための活動 ３　関係機関との連携 大仙市及び大仙市農業委員会は、農地中間管理機構の機能を備えている農業公社と連携を密にし、担い手の規模拡大や新規就農者の農地取得が円滑に進むように支援する。 地域振興局農林部は、秋田県農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」という。）のサテライト機能を備えた経営・就農窓口により、効率的かつ安定的な農業経営体の支援、新規就農者の確保・育成及び関係機関との情報共有を行い、一体的な支援を行う。 一般社団法人秋田県農業会議（以下、「農業会議」という。）、秋田県農業協同組合中央会（以下、「中央会」という。）及び秋田県土地改良事業団体連合会（以下、「土地連」という。）は、支援センターと連携して就農及び経営の支援を行う。 大仙市、大仙市農業委員会及び土地改良区は、農業を担う者の生活や生産基盤などの側面から＿＿＿のサポート＿や＿＿、安定した経営を目指した相談対応を行う。 農業協同組合は、作目ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、農作業の委託のあっせんなど必要なサポートを行う。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成１８年６月策定）　一部改正　新旧対照表

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>
第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

１　上記第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○　効率的かつ安定的な農業経営体の地域に占めるシェアの目標
<table>
<tr><th>効率的かつ安定的な農業経営が地域の
農用地の利用に占める面積のシェアの目標</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>８０％</td><td></td></tr>
</table>
（注）１　「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。

２　目標年次は、令和　７年度とする。

○　農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

市内において定められる地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構を軸として農用地の利用調整に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を図る。特に、農地中間管理機構関連農地整備事業等の基盤整備事業を契機とした集約化を積極的に促進する。

２　［省略］

第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

大仙市は、秋田県が策定した基本方針の第６「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、大仙市農業の地域特性、すなわち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に取り組む。

農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

①　利用権設定等促進事業

②　農用地利用改善事業の実施を促進する事業

③　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

④　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業

⑤　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
</td><td>
第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

１　上記第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○　効率的かつ安定的な農業経営体の地域に占めるシェアの目標
<table>
<tr><th>効率的かつ安定的な農業経営が地域の
農用地の利用に占める面積のシェアの目標</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>８０％</td><td></td></tr>
</table>
（注）１　「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。

２　目標年次は、令和１２年度とする。

○　農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

　　地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構を軸として農用地の利用調整に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を図る。特に、農地中間管理機構関連農地整備事業等の基盤整備事業を契機とした集約化を積極的に促進する。

２　［省略］

第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

大仙市は、秋田県が策定した基本方針の第６「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、大仙市農業の地域特性、すなわち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に取り組む。

農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

１　協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業

２　農用地利用改善事業の実施を促進する事業

３　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

４　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業

５　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
</td></tr>
</table>

改　正　前	改　正　後
これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて実施するものとする。 以下、事業毎に述べる。 １　利用権設定等促進事業に関する事項 （１）　利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 ①　耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人をいう。）が、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。 ア　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（カ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（ウ）、（オ）及び（カ）に掲げる要件のすべて）を備えること。 （ア）　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 （イ）　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 （ウ）　利用権の設定を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。 （エ）　その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。 （オ）　その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。 （カ）　所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（オ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化をはかるために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化斡旋譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。 イ　農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む）として利用するため利用権設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。 ②　農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）から（ウ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては（ア）及び（ウ）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に関わらず、その者は、おおむね利用権の設定などを行う農用地の面積	これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて実施するものとする。 以下、事業毎に述べる。 １　協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準その他法第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項 （１）　協議の場の設置の方法 ①　法第１８条第１項に規定する協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する地区ごとに、原則、基幹作物である水稲の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、地域農業を担う者への通知やＷＥＢサイトの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。 ②　参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、農業共済組合、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。 ③　当該地区における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について協議する。 ④　地域計画に係る相談窓口を、農林部農業振興課及び各支所農林建設課に設置する。 （２）　地域計画の区域の基準 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、旧市町村区ごとに、地域の地形、水利等を考慮しつつ、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。 （３）　その他法第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項 市は、地域計画の策定に当たって、秋田県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、農業共済組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

改　正　前	改　正　後
の合計の範囲内で利用権の設定などを受けることができるものとする。 ③　農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第１０条第２項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第１１条の５０第１項第１号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第２条第３項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成１４年法律第１２７号）附則第６条第１項第２号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。 ④　利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和５５年政令第２１９号、以下「政令」という。）第５条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。 ア　その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 イ　その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ウ　その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。 ⑤　農地所有適格法人の組合員又は社員が利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に係らず利用権の設定等を受けることができるものとする。 ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて、当該農地所有適格法人に利用権の設定を行い、かつ、これら２つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。 ⑥　①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。 ⑦　農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第７２条の１０第１項第２号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。 （２）　利用権の設定等の内容等 利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期	

改　正　前	改　正　後
間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は別紙２のとおりである。 （３）　開発を伴う場合の措置 ①　大仙市は開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成２４年５月３１日付２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知、以下「基本要綱」という。）様式第７号による開発事業計画書を提出させる。 ②　大仙市は、①の開発事業計画書が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の作成手続きを進める。 ア　当該開発事業の実態が確実であること。 イ　当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。 ウ　当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。 （４）　農用地利用集積計画の策定時期 ①　大仙市は、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号、以下「法」という。）第６条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。（附則第２条によりみなされる場合は不要。） ②　大仙市は、（５）の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときはその都度、農用地利用集積計画を定める。 ③　大仙市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の３０日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。 （５）　要請及び申出 ①　大仙市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、大仙市に農用地利用集積計画を定めるべ	

改　正　前	改　正　後
き旨を要請することができる。 ②　大仙市の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５２条第１項又は第８９条の２第１項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。 ③　農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。 ④　②及び③に定める申出を行う場合において、（４）の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の９０日前までに申し出るものとする。 （６）　農用地利用集積計画の作成 ①　大仙市は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。 ②　大仙市は、（５）の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。 ③　①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり利用権設定等の調整が整ったときは、大仙市は農用地利用集積計画を定めることができる。 ④　大仙市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に設定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。 （７）　農用地利用集積計画の内容 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 なお、⑥のウに掲げる事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。 ①　利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所	

改　正　前	改　正　後
②　①に規定する者が利用権の設定（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 ③　①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所 ④　①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係 ⑤　①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係 ⑥　①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項 ア　その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃賃借又は使用貸借の解除をする旨の条件 イ　その者が、毎事業年度の終了後３月以内に、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市町村の長に報告しなければならない旨 ウ　その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項 （ア）　農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者 （イ）　原状回復の費用の負担者 （ウ）　原状回復がなされないときの損害賠償の取決め （エ）　貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め ⑦　①に規定する者の農業経営の状況 （８）　同意 大仙市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに、（７）の①に規定する者並びに当該土地についての所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。 ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。	

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成１８年６月策定）　一部改正　新旧対照表

改　正　前	改　正　後
（９）　公告 　大仙市は、農業委員会の決定を受けて、農用地利用集積計画を定めた時又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を大仙市の掲示板により公告する。 （10）　公告の効果 　大仙市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）、又は所有権が移転するものとする。 （11）　利用権の設定を受けた者の責務 　利用権設定等促進対策事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。 （12）　農業委員会への報告 　大仙市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告があった場合は、その写しを大仙市農業委員会に提出するものとする。 （13）　紛争の処理 　大仙市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、賃借又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。 （14）　農用地利用集積計画の取消し等 ①　大仙市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。 ア　その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。 イ　その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。 ウ　その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。	

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成１８年６月策定）　一部改正　新旧対照表

改　正　前	改　正　後
②　大仙市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。 ア　（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。 イ　①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。 ③　大仙市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を大仙市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。 ④　大仙市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。 ⑤　農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。	
２　～４　［省略］	２　～４　［省略］
５　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する基本的な事項 （１）　新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組 ①　就農意欲の醸成に向けた取組 就農希望者に対し、本市農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを経由したＰＲ活動を行うとともに、ホームページ　　などを活用し、若者に向けて積極的に情報発信する。 ②　～　⑤　［省略］ （２）　新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組 ①　［省略］ ②　大仙市が定める地域計画に位置づけられるよう促すとともに、国の就農準備資金・経営開始資金や経営発展支援事業、青年等就農資金の積極的な活用、担い手向け施策の情報提供等によって、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供に努める。	５　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する基本的な事項 （１）　新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組 ①　就農意欲の醸成に向けた取組 就農希望者に対し、本市農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを経由したＰＲ活動を行うとともに、ＷＥＢサイトやＳＮＳなどを活用し、若者に向けて積極的に情報発信する。 ②　～　⑤　［省略］ （２）　新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組 ①　［省略］ ②　大仙市が定める地域計画に位置づけられるよう促すとともに、国の就農準備資金・経営開始資金や経営発展支援事業、青年等就農資金の積極的な活用、担い手向け施策の情報提供等によって、さらに安定的な経営体への成長を促す機会を創出する　　。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成１８年６月策定）　一部改正　新旧対照表

改　正　前	改　正　後
（３）　［省略］	（３）　［省略］
６　［省略］	６　［省略］
第７　［省略］	第７　［省略］
第８　［省略］	第８　［省略］
附則 １　この基本構想は、平成１８年　６月　９日より施行する。	附則 １　この基本構想は、平成１８年　６月　９日より施行する。
附則 １　この基本構想は、平成２２年　４月　８日より施行する。	附則 １　この基本構想は、平成２２年　４月　８日より施行する。
附則 １　この基本構想は、平成２６年　９月３０日より施行する。	附則 １　この基本構想は、平成２６年　９月３０日より施行する。
附則 １　この基本構想は、平成２７年　９月１１日より施行する。	附則 １　この基本構想は、平成２７年　９月１１日より施行する。
附則 １　この基本構想は、平成２８年　５月１６日より施行する。	附則 １　この基本構想は、平成２８年　５月１６日より施行する。
附則 １　この基本構想は、平成２９年１０月　６日より施行する。	附則 １　この基本構想は、平成２９年１０月　６日より施行する。
附則 １　この基本構想は、令和　３年　７月３０日より施行する。	附則 １　この基本構想は、令和　３年　７月３０日より施行する。
附則 １　この基本構想は、令和　５年　９月１９日より施行する。	附則 １　この基本構想は、令和　５年　９月１９日より施行する。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成１８年６月策定）　一部改正　新旧対照表

改　正　前	改　正　後
――	附則
――――――――――――――――――――――――	１　この基本構想は、令和８年１０月１日より施行する。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成１８年６月策定）　一部改正　新旧対照表

改　正　前	改　正　後
別紙１（第６の１（１）⑥関係） 次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、法第１８条第２項第２号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途毎に、それぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。 （１）　地方自治法の一部を改正する法律（平成２３年法律第３５号）附則第３条の規定により従前の例によるとされる地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）または農業協同組合等（農地法施行令（昭和２７年政令第４４５号）第２条第２項第１号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。） ○　対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・法第１８条第３項第２号イに掲げる事項。 ○　対象土地を農用地施設用地（開発して農用地施設地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。 （２）　農業協同組合法第７２条の１０第１項第２号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）または生産森林組合（森林組合法（昭和５３年法律第３６号）第９３条第２項第２号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。） ○　対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・法第１８条第３項第２号イに掲げる要件。 ○　対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。 （３）　土地改良法第２条第２項各号に掲げる事業（同項第６号に掲げる事業を除く。）を行う法人または農業近代化資金融通法施行令（昭和３６年政令第３４６号）第１条第７号若しくは第８号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。） ○　対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。	［削除］

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>別紙２（第６の１（２）関係）

Ⅰ　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

<table>
<tr><th>①存続期間
（又は残存期間）</th><th>②賃借の算定基準</th><th>③賃借の支払い方法</th><th>④有益費の償還</th></tr>
<tr><td>１　存続期間は２０年（開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）以内とする。
　ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて妥当な存続期間とすることもできる。
２　残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。
３　農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。
　ただし、やむを得ない事態が生じた場合は、関係書類を提出し、合意解約することができる。</td><td>１　農地については、農地法第５２条の規定により農業委員会が提供する地域の情勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。
２　採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。
３　開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。
４　借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃はそれを金額に換算した額が、上記１から３までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。
　この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の支払等の定めは、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成１３</td><td>１　借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。
２　１の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。
３　借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</td><td>１　農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。
２　農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、大仙市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</td></tr>
</table>
</td><td>［削除］</td></tr>
</table>

改　正　前	改　正　後

	年３月１日付け１２経営第１１５３号農林水産事務次官通知）第６に留意しつつ定めるものとする。		

Ⅱ　混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	１　混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して定める。 ２　農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 ３　開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の３と同じ。	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ　農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	１　作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。	Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損益がある場合には、受託者という。）」と	Ⅰの④に同じ。

改　正　前				改　正　後
	２　１の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	読み替えるものとする。		

Ⅳ　所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払い方法	③所有権移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。